

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護士広田稔の上告趣意は、違憲をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

なお、被告人は、その権限がないのに、A株式会社臨時株主総会議事録及び同社取締役会議事録をそれぞれ議長取締役と表示して作成し、さらに、株式会社変更登記申請書をA株式会社代表取締役と表示して作成しており、このような場合、各文書の作成名義人は、A株式会社臨時株主総会、同社取締役会、あるいは同社と解するのが相当であるから（最高裁昭和44年（あ）第1421号同45年9月4日第二小法廷決定・刑集24巻10号1319頁参照）、これと異なり、同社取締役、あるいは同社代表取締役Bを作成名義人とした第1審判決及びこれを是認した原判決は、法令の解釈適用を誤ったものであるが、本件各文書の作成が刑法159条1項に該当することには変わりがないから、上記違法は判決に影響を及ぼさない。

よって、刑訴法414条、386条1項3号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 滝井繁男 裁判官 福田 博 裁判官 北川弘治 裁判官 梶谷  
玄 裁判官 津野 修)